指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社 和幸工業	茨城県東茨城郡茨城町奥谷1976番地

2 指名停止措置期間 平成27年12月17日~平成27年12月30日(2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

(株)和幸工業は、平成27年9月5日、水戸土木事務所発注の河川除草工事(茨城町小堤地先)において、安全管理措置の不適切により、作業員がハンドガイド式除草機の下敷きになり、左足切断(全治4箇月)の重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の重傷事故を起こしたことは,「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年要領第1号)第2条第1項及び別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であ	当該認定をした日から
ったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさ	2週間以上2箇月以内
せた場合において、当該事故が重大であると認められる	
とき。	

問い合わせ先

茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)